

日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人杏林学園
②設置大学名称	杏林大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	0422-47-5511(代) somu@ks.kyorin-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月26日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/outline/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１ ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	杏林大学は、建学の精神である「真善美の探究」を通じて、優れた人格を持ち、人のために尽くすことの出来る国際的な人材を育成することを教育理念としています。この教育理念に基づき、大学及び大学院の理念・目的、さらには各学部及び各研究科の理念・目的及び教育目標が設定され、杏林大学学則及び杏林大学大学院学則に明記されています。これらは、シラバスや学生案内等の毎年度配布する冊子に掲載し、教職員及び学生に周知しています。また、大学ウェブサイトに掲載することで広く社会にも公表しています。
実施項目 １－１ ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学・大学院全体、学部・学科、研究科・専攻のそれぞれにおいて「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の３つの方針を定めています。これにより、学生は入学から卒業までの学びの道筋を明確に理解することができます。大学は、この３つの方針の達成度を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直すことで、教育成果を「見える化」し、教育の質を保証しています。そのための全学的な組織として「学部長会議」を設置しています。学部長会議は学長と各部門の長で構成され、配下の「自己点検・評価委員会」から報告を受けます。自己点検・評価委員会は、学部・研究科・センター等の活動を全学的な視点で評価し、その結果を学部長会議に報告します。学部長会議はその結果をもとに各組織へ改善を指示し、各組織の責任者は改善結果を学長に報告します。さらに、点検・評価の過程では「IR推進室」によるデータ分析を活用し、「アセスメント・プラン」を策定して方法の検証・見直しを行っています。こうした取り組みにより、３つの方針を基盤とした内部質保証体制の充実を進めています。
実施項目 １－１ ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長をはじめとした教学組織に必要な役職を適切に整備し、各役職が果たすべき権限と役割を規程に明記しています。 まず、学長の権限は、「本学並びに本学付属教育機関の教学に関する事項を統括する」ことを杏林大学学則に定めています。また、職務範囲として、大学役職規程において、「大学の最高責任者として、校務を掌理し、所属職員を統督し、大学の教育、研究及び学生に関する事項を処理する」こと、そして、「大学の教育、研究及び学生に関する事項につき、杏林学園の運営と関連し、その調整を必要とする事項については、学長は、学園の理事長と合議するものとする」と規定しています。さらに、学長は大学評議会、学部長会議を招集して議長となり、大学の教育と研究に関する重要事項を審議調整し決定しています。また、学長を補佐するため各学部には学部長を置いており、その任務は杏林大学役職規程により、「当該学部の校務を掌理し、所属職員を指揮監督して、教育及び研究の責に任ずる」と規定しています。さらに、杏林大学教授会規程により学部長は教授会の議長であると定められていま

	す。そして、学長による意思決定と教授会の役割との関係については、杏林大学学則において、「教授会は、学長及び学部長がつかさどる教育研究上の重要事項について審議し、学長に意見を述べるもの」と定めています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	学事に関する会議体に教員とともに事務職員が委員として参加し、議事や報告事項の情報共有のみならず、意見を述べることで教職協働を担保しています。例えば、事務職員は各学部・研究科の教務委員会に委員として出席し、カリキュラムの策定・運用や成績評価、その他教務に関する事項を審議に加わっています。また、学部長会議の委員となり、大学の教育と研究に関する重要事項や各学部相互間の連絡調整に係る事項、内部質保証の推進に関する事項を審議に加わっています。その他の各種委員会においても、事務職が同席することで教員と職員が適切に分担・協力・連携する体制を確保しています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	大学においては、教職員の資質向上に向けて「杏林大学 FD・SD の基本方針」を定め、全教職員が年間に 1 回以上の FD・SD 参加を必須とするほか、各活動の参加者及び内容、方法、効果を測定し、継続的な FD・SD の改善を進めることとしています。 また、病院においては、医療の質の向上や安全管理の徹底、職員の専門性および倫理観の強化を目的として、総合研修センターや医療安全管理部などが中心となり、医師・看護師に対する職員教育・研修の充実を図っています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育研究の質向上と組織運営の強化を目的として、2025 年度から 2029 年度までを対象とする第 6 次中期計画を策定しました。この計画では、学園が 5 年後にめざす姿として「多彩な人材が集う人間性にあふれた大学」を掲げ、教育、学生受入、学生支援、研究、社会連携、医療、経営の 7 分野を重点取組の柱としています。計画の具体化に際しては、これまでに実施してきた在学生や就職先企業へのアンケート調査などのデータやエビデンスに加え、教職員や地域社会から寄せられた多様な意見や要望を反映しました。さらに、各取組には入学者数、学修成果、教育満足度などの成果指標（KPI）を設定し、実効性と具体性を兼ね備えた計画としています。
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	第 6 次中期計画では、重点取組について各学部、付属病院、研究センター等の部局ごとに具体的な事業計画を策定することで、着実な実行を担保しております。その進捗状況については、年度ごとに事業計画の点検・評価を行い、その結果を理事会で報告するとともに、学外に対しても報告書や大学ウェブサイトを通じて公表し、透明性の確保に努めています。さらに、社会情勢や教育研究を取り巻く状況の変化に応じて計画の修正を行うことで、柔

	軟性と持続可能性を備えた計画運営を実現しています。このようなサイクルを確立することで、本学は教育研究の質を着実に高め、組織運営の一層の強化を推進してまいります。
--	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は「真善美の探究」という建学の精神のもと、優れた人材を育成し、広く社会、ひいては人類の福祉に貢献していくことを使命としています。その使命を果たすため、医療・保健学系や人文・社会学系の専門知識のみならず、変化する社会の要請に応じて外国語運用能力やデータ解析能力といった現代社会を生き抜くために不可欠な能力を備えた人材を育成し、社会に送り出しています。さらに大学院においては、社会で活躍している人々が学術的な知見を深め、実務における課題解決力を磨くことができるよう、社会人学生を積極的に受け入れています。加えて、地域社会に開かれた学びの場を提供することも重要な使命と考えており、その一環として履修証明プログラムや公開講座を積極的に開講し、地域に暮らす多様な社会人に学びの機会を広く提供しています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学では社会との連携体制を構築するため地域連携センターを窓口として、羽村市・三鷹市・武蔵野市等と包括連携協定を締結し、地域社会と大学の相互の資源及び研究成果を活用した、活力ある地域社会の創造や人材育成などに取り組んでいます。また、大学コンソーシアム八王子に加盟し、生涯学習の推進や情報の発信、学生と市民の交流、外国人留学生の支援などを行うことで社会と活発に連携し、教育研究成果を社会に還元することに努めています。 また、付属病院は、東京都西部地域で唯一の特定機能病院であり、高度救命救急センターや総合周産期母子医療センターを設置し、地域の中核病院として診療をベースとした社会貢献を実施しています。さらに、院内での診療に加えて、三鷹市運動相談事業への参加や近隣地域の小中学校の修学旅行・遠足への同行医師派遣なども行っています。加えて、地域医療機関に対しては、地区医師会主催の講演会で専門的な医療知識・技術等（内視鏡・画像診断等）の支援を積極的に実施しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生や教職員が互いに尊重し合い、安心して学び・働くことができる環境の整備に努めています。例えば、障がいのある学生に対しては、車椅子用スロープや多目的トイレの設置など施設のバリアフリー化を進めるとともに、学生支援センターを中心として合理的配慮を行えるよう支援体制を整備しています。さらに、配慮が必要な受験生に対しても募集要項や Web フォームを通じた相談・申請の仕組みを構築しています。また、入

	試において留学生選抜を設けるなど外国人学生にも広く門戸を開いております。入学後も日本人学生と英語・中国語の母語話者が交流できる英語サロン・中国語サロンを常設することで、語学力の向上のみならず異文化理解を深める場を提供しています。さらに、教職員に関しては、外国人教員の登用を進めているほか、男女共同参画推進室において「研究支援員制度」を設け、女性研究者が出産・育児・介護の期間においても研究活動を継続できるよう支援しています。こうした取り組みを通じて、多様な人材が、その能力を十分に発揮し、生き生きと活躍できる環境整備を進めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	意思決定において多様な視点を取り入れるため、役員等に女性登用を進めています。現在は、女性の理事が1名、評議員が1名おり、運営審議会の構成員にも3名の女性があります。加えて、男女共同参画室を設置することにより女性教職員がライフイベントと教育研究活動を両立し、多様な人材が活躍出来る環境を整備しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事会が学校法人運営の中核機関として十分に機能するため、理事には専門性と学校運営に必要な社会的な識見を持った人材を確保する方針を寄付行為で定めています。また、寄附行為に理事の人数、資格、任期、選任方法を明記することで選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は理事によって構成され、役割及び責務は寄附行為において「法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定められています。ただし、重要事項に関しては理事会での審議に先立ち、予め評議員会への諮問もしくは決議を経る必要があります。決議事項のうち理事会と評議員会の決議が異なる場合には、全理事が評議員会に出席し、説明を行ったうえで十分な審議を経て再決議を行う仕組みを整備しています。これにより、理事会の意思決定に透明性を持たせるとともに、評議員会との協働と相互牽制体制を確立しています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては学部長会議、運営審議会、学園経営会議を通じて経営情報を共有し、意思決定に必要な情報を適宜、適切に提供しています。さらに、外部研修への参加を推奨し、学校法人運営に必要な知識の習得を支援しています。これにより、理事が責任を持って職務を遂行できる環境を整えています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は私立学校法に定める基準を遵守し、評議員会の決議によって選任されることを寄附行為に定めています。独立性の確保と利益相反の回避が徹底されています。会計監査人についても、私立学校法に基づく資格要件を満たす者を評議員会の決議により選任し、透明性と適正性を担保しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	会計監査人は私立学校法に準拠し、経理処理が適切になされているかを監査して会計報告書を作成し、監事、理事会に提出します。 また、学内に事務職員で構成された内部監査室を設けています。内部監査室は監査計画を立て、業務分掌、経理処理について自己点検を行っています。この結果を監事及び会計監査人に報告し、改善に向けた助言を受けています。 なお、監事は、学内の重要会議への参加や会計監査人、内部監査室からの報告に基づき資料を確認・分析し、学園運営全般の状況を把握しています。これらの情報に基づき、法人の業務及び財産の状況について毎年度、監査報告書を作成し、理事会、評議員会へ提出します。 このように会計監査人、内部監査室、監事の三者が連携する体制を確立し、適切な情報共有や意見交換が行われています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事3名はいずれも理事会に参加しており、学事報告を含む情報提供を受けています。さらに、そのうち1名の常勤監事は運営審議会や学園経営会議にも出席するほか、電子決裁システムを閲覧することで、より詳細に予算執行や意思決定の流れを確認しています。なお、全ての監事は学校法人の監査業務に必要な知識を習得するための研修会に参加しています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、寄附行為に基づき、法人職員・卒業生・学識経験者または功労者の3区分から選任しています。選任にあたっては、寄附行為に定める資格と構成割合を遵守し、多様な観点から法人運営に参画できる人材を確保しています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、寄附行為により理事会・監事に対する意見具申や、法人の業務執行状況の確認を担う機関と位置付けられています。評議員会の招集は原則として理事会が行うものの、必要に応じて監事、評議員が招集することもできます。また、予算や事業計画などの重要事案は評議員会への諮問、寄附行為の変更や法人の解散は評議員会における決議が必要となります。ただし、決議事項のうち理事会と評議員会の決議が異なる場合には、全理事が

	評議員会に出席し、説明を行ったうえで十分な審議を経て再決議を行う仕組みを整備しています。これにより評議員会の監督機能の強化を図るとともに、理事会との協働体制とを確立しています。
実施項目 3－3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、大学の基礎データや経営・財務情報を提供するとともに、教学関連の情報も共有しています。さらに、今後は法人運営や大学経営に関する研修機会を設けることで、評議員が責任ある役割を果たせるよう支援していきます。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学園では危機事象に迅速かつ的確に対処するため、危機管理規則を定めています。また火災や地震だけでなく、大規模テロや大雨などの自然災害にも対応するための総合的な防災計画を定めています。さらに、災害発生時にキャンパスごとに迅速かつ適切に対応できるよう、災害対応マニュアルを整備しています。特に付属病院は東京都災害拠点病院に認定されていることから、大災害や事故などの被害を受けても重要業務が中断しないこと、または中断した場合でも可能な限り短期間で業務を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令遵守体制を確立するため、コンプライアンス推進規程を定め、関連諸規程を整備したうえで、研究倫理や情報セキュリティ等に関する研修を定期的 to 実施しています。また、公益通報保護規程を定め、職員や外部関係者が不正行為や不適切な行為を安心して通報できる仕組みを整えています。これにより、法人運営の健全性を確保しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学は、法令で定められた教育研究および経営に関する情報の公表はもとより、大学の諸活動を積極的に社会に伝えることで、説明責任を果たし信頼を高めていくことを基本姿勢としています。その実現のため、情報公開方針の策定を進めており、公開する情報の範囲や方法、手続きを明確化し、透明性のより一層の向上をめざしています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学はWebサイトやSNSを活用し、教育内容、研究活動、地域連携の取り組みなどをタイムリーに発信しています。これにより、学生・保護者・地域社会・企業など、さまざまな関係者が必要な情報を多様な手段で入手できる体制を整えています。また、入学希望者や地域の方々を対象にオープンキャンパスや公開講座を開催し、大学の雰囲気や教育内容を直接体験してもらう機会を設けています。保護者や地域住民、企業関係者向けには説明会や

	意見交換会を開催し、大学の活動や方針について説明するとともに、意見や要望を受付、双方向のコミュニケーションを促進しています。更に、地域医療や福祉、健康支援など地域社会と連携した活動についても積極的に情報公開し、大学が地域社会に果たしている役割や貢献への理解を深めてもらっています。 学生や教職員に対しては、イントラネットや説明会を通じて大学のビジョンや計画を共有し、内部情報の共有を図っています。
--	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	